

元代大都の敕建寺院をめぐる

中村 淳

はじめに

- 一 大都地区のチベット式寺院群
 - 二 大護國仁王寺と宣政院
 - 三 神御殿と太廟
- おわりに

はじめに

元朝初代皇帝クビライは即位すると同時に、チベット佛教サキャ派の高僧バクバを帝國宗教界の最高位である國師（一二六〇年）、つづいて帝師（七〇年）に任命し、六四年には佛教関連の最高官署である總制院（八八年に宣政院と改稱）を設けてこれをバクバに統べさせた。以後歴代帝師にはサキャ派の高僧が任命され、その後も佛教、殊にチベット佛教はモンゴル帝室の盛んな尊崇を受けることになる。そして元朝一代を通じて、大規模な寺院が相次いで建立され、佛事法要、佛寺に對する税役の優免措置が盛んに行なわれた。こうしたモンゴル朝廷による崇佛の實態については、いかに元朝がチベット佛教、延いては佛教全體に對して手厚い保護を與えたか、またそれが元代の官制・法制・税制上にどのように現れているかといった視點から、主に佛教史の立場において盛んに研究されてきた。

本稿で主たる対象とする大都地區の敕建寺院については、やはり元代佛教の大きな特徴として、大藪氏や陳氏がすでに論ずるところである。⁽¹⁾兩氏の研究によると、クビライ期以降、首都大都およびその郊外には歴代皇帝の命令でいくつもの佛教寺院が建立され、そこに土地を中心とする莫大な寺産が寄進された。そしてこうした寺院には神御殿（原廟、御容殿、影堂とも）が設けられ、そこに皇帝・皇后をはじめとするモンゴル皇族の御容（肖像）もしくはその像が納められたのである。本稿では、これら大都地區に建立され神御殿が造營された敕建寺院を神御殿寺と呼ぶこととする。〔表・神御殿一覽〕は、神御殿の制度・沿革を記した『元史』卷七十五・祭祀志四・神御殿の條（中華書局本、一八七五—一八七七頁）と『元史』本紀の關連記事より作成したものである。⁽²⁾

ところで、筆者はすでに拙稿において、從來不明であった帝師の大都における居所について、それがクビライの命を受けた正后チャブイによって、初代帝師バクパのために建立された大護國仁王寺であったことを明らかにし、さらに同寺がチベット佛教様式の寺院である可能性が高いことを指摘しておいた。⁽³⁾ここで改めて表を見ると、件の大護國仁王寺は神御殿寺としての、また別の側面をもっていたことがわかる。しかしながら従來の研究では、同寺についてすらそこにチベット佛教的要素を見いだしたものはない。實は、元代佛教の最大の特徴としてチベット佛教の流入があげられるもの、では實際どのようにチベット佛教が取り込まれ、あるいは具體的にどのような姿でそれが存在したのかについては、意外なことにはまだ十分に解明されているとは言いがたい⁽⁴⁾狀況にある。そこで今一度、拙稿で明らかにした事實を踏まえた上で、元代の神御殿寺について、關連する史料を整理し直して再検討してみたい。

一 大都地區のチベット式寺院群

まず表中に現れる神御殿寺の所在を確認しておく。大護國仁王寺は大都都城の西、高良（梁）河河畔に位置し、また大都城内には大聖壽萬安寺（平則門内街北）、大興教寺（順承門裏街西阜財房）、大承華普慶寺（太平坊）、大天壽萬寧寺（金臺房）、

【表：神御殿一覽】

	建 立 者	工 期	神御殿被祀者	御容安置者
大護國仁王寺 (高良(梁)河 寺・鎮國仁王 寺・西鎮國寺)	チ ャ ブ イ	1270—74年	チ ャ ブ イ	テ ム ル
			ノ モ ガ ン	イスンテムル
大聖壽萬安寺 (白塔寺)	ク ビ ラ イ	1279—88年	ク ビ ラ イ・后 チ ン キ ム・后	(不明)
			アユルバルワダ	シディバラ
大興教寺	ク ビ ラ イ	1283年	バ ク バ	アユルバルワダ
			チ ン ギ ス	シディバラ
大承華普慶寺	テ ム ル	1300—08年	アユルバルワダ・后	シディバラ
			チ ン ギ ス* オ ゴ デ イ ト ル イ	イスンテムル
			ダ ギ	(不明)
			ダルマバラ・后	(不明)
大天壽萬寧寺	テ ム ル	1305年	テムルの后	テ ム ル
			テ ム ル	イスンテムル
大崇恩福元寺 (南鎮國寺)	カ イ シ ャ ン	1308—12年	カ イ シ ャ ン	アユルバルワダ
			カイシャンの二后	(不明)
大永福寺 (青塔寺)	アユルバルワダ	?—1321年	ダルマバラ	アユルバルワダ
			カ マ ラ	イスンテムル
			シディバラ・后	(不明)
大天源延聖寺 (黒塔寺)	(イスンテムルが 改名)	(隋代)	カ マ ラ	イスンテムル
			コ シ ラ・后	トゴンテムル
大承天護聖寺 (西湖寺)	トクテムル	1329年	トクテムル・后	トゴンテムル

*チンギス・オコデイ・トルイの御容はクビライの命によって造られ、當初、翰林院に祀られた。その後1323年にイスンテムルによって大承華普慶寺に遷された。トクテムルは大承華普慶寺からふたたび翰林院に祀る（『元史』神御殿の條、本紀各條による）。

大永福寺（城内）、大天源延聖寺（太平坊）があり、そして大承天護聖寺は大都都城の西北、玉泉山に位置し、大崇恩福元寺は舊中都の南に建立された。⁽⁶⁾

さて、これらのうちクビライ期に建立された大護國仁王寺、大聖壽萬安寺、大興教寺の三寺院は、初代帝師バクバの弟子で元代隨一の工藝家として知られるアニガ（阿尼哥、阿你哥）によって造立されたものである。⁽⁷⁾ 中でも大聖壽萬安寺が、チベット式の白塔にちなみ元代から現在にいたっても白塔寺と稱されるように、チベット式佛教寺院であったことはすでによく知られた事實である。^(補註) 大護國仁王寺については、すでに拙稿（中村一九九三）で明らかにしたように、一二七〇年に帝師に任命されたチベット僧バクバのために建立され、その後も歴代帝師の大都における居所となっており、またチベット語の別稱（Me tog ra ba'i sde chen po 花園大寺）を有していた。さらには大聖壽萬安寺と同じアニガの手になるものであることより、やはりチベット式の佛教寺院であった可能性が極めて高い。残る大興教寺についてはであるが、ここには皇族以外で唯一人、アユルバルワダによって初代帝師バクバが祀られていること自體、まず特筆に値しよう。⁽⁸⁾ なお、同寺にはのちにシディバラによって太祖すなわちチングスⅡカンの神御殿が置かれている。⁽⁹⁾ ただ、大興教寺の神御殿については、『元史』神御殿の條には載せられておらず、また関連史料もとぼしい。そのため同寺については確實ではないものの、大聖壽萬安寺に加えて大護國仁王寺については、それがチベット式の佛教寺院であったと考えても大方の賛同は得られよう。

つぎに、清・文廷式が『永樂大典』より『經世大典』工典・畫塑之工の記事を抜き出して作成した書『元代畫塑記』（學術叢編本）によると、新しく神御殿寺を建てる際には、既存の神御殿寺にその雛型を求めて、帝師の指導のもとに佛像、佛畫、幡竿などが作成された例がいくつか見られる。例えば、大崇恩福元寺が建立された際には、大護國仁王寺に倣って銅製の幡竿を鑄造し、さらには帝師が中心になって大護國仁王寺や五臺山の佛像の中から佳いものを選び、それに似せて佛像を造っている（同書、七葉裏―八葉表）。また、大天源延聖寺の場合は、帝師の指示を受けつつ佛畫の作成が行なわ

れ、正殿内の光焰佛座・幡竿は、大承華普慶寺のそれに依って製造されている（同書、十三葉表）。そしてその大承華普慶寺は大崇恩福元寺の例によって、やはり銅製の幡竿を鑄造しているのである（同書、二十葉表）。すなわち、大崇恩福元寺・大承華普慶寺の幡竿は、大護國仁王寺の幡竿が原型となっていることがわかる。

また、大聖壽萬安寺は白塔寺、大永福寺は青塔寺、大天源延聖寺は黒塔寺と、それぞれ寺院に備え建てられた塔の色にちなむ俗稱を有しているように、神御殿寺は多く佛塔を備えている。チベット式の白塔に象徴された大聖壽萬安寺がそうであったように、他の神御殿寺もおそらくそのすべてが、チベット式の佛塔を備えたチベット佛教様式の寺院であった可能性を指摘できよう。なかでも、バクバ以後歴代帝師の居所ともなった大護國仁王寺は、最も早期に建立された神御殿寺として、以後次々に建立されていく敕建寺院の雛型とされたと考えられるのではあるまいか。

神御殿に納められた御容については、クビライ・チャグイ、チンキムとその後の御容は、その作者がやはりアニガであることが分かっている。⁽¹¹⁾ 加えて『元代畫塑記』御容の條（一葉表—四葉裏）によれば、神御殿に納められた御容は、西番粉・西番碌・西番顔料・西番砂などを用いて描かれたとあり、御容の作成にはこれら西番すなわちチベット原産の材料が必要とされたことがわかる。

さらには、同じく『元代畫塑記』によると、これら神御殿寺には數多くの佛像が安置されたが、なかでも大聖壽萬安寺と大天源延聖寺に納められたと明記される「馬哈哥刺佛」⁽¹²⁾は注目に値する。というのも、このマハーカーラ *Maha-kāra* とは、特にチベット佛教において古今を通じて非常に重要な位置を占める忿怒相、多頭多臂の護法神なのである。⁽¹³⁾ 南宋末から元初に生きた鄭思肖の『心史』（『鐵函心史』とも）下巻・大義略鼓（世界書局本、七十四葉表裏）によれば、幽州の鎮國寺すなわち大都の大護國仁王寺には、チベット佛僧によって祀られた「摩睺羅佛」、つまり同じくマハーカーラ佛があったという。

また神御殿で行なわれた祭祀についてみると、常祭（毎月一日、八日、十五日、二十三日）のほか節日および命日と頻繁に

行なわれている。⁽¹⁴⁾このほか、『析津志輯佚』歳紀の條(二二七頁)には、四月八日の釋迦の降誕を祝して行なう浴佛會が、「帝師刺麻堂下暨び白塔・青塔・黑塔の兩城の僧寺」で行なわれたとある。このうち、白塔寺は大聖壽萬安寺、青塔寺は大永福寺、黑塔寺は大天源延聖寺の別稱であることは疑いない。残る帝師刺麻堂⁽¹⁵⁾とは、歴代帝師の居所でもあった大護國仁王寺以外には考えられない。さらに、同じ歳紀の條には、この浴佛會は「國に清規⁽¹⁶⁾有るも、一に西番の教則に遵う」とあり、また十二月八日の釋迦が悟りを開いた日に行なう成道會には、粥を煮てこれを帝師が進めたとある。このように、大都における重要な佛事は、おそらくは帝師が中心となつて、チベット式にてこれらの神御殿寺で行なわれたのである。

二 大護國仁王寺と宣政院

敕建の神御殿寺には、建立者である皇帝とその后を中心として、廣大な土地等が寄進された。そして寺院組織と莊園を管理するためにそれぞれに總管府が置かれ、それらを太禧宗禪院が統べたことが知られている。⁽¹⁶⁾ただし同院の設置は、トクテムルの一三二九年であり、神御殿寺の祭祀及び錢糧の出納を太禧宗禪院が一元的に統括したのは、それ以後であることに注意しなければならない。⁽¹⁷⁾大藪氏は、それ以前には、個々の總管府は佛教擔當の最高衙門であった宣政院の指示にしたがつて運営されていたとする。⁽¹⁸⁾しかしながら管見の限り、史料上そのような事實は確認できない。以下にみるように、宣政院との關係が明らかになるのは、大護國仁王寺の擔當官署だけなのである。

トクテムル時代に、大護國仁王寺擔當官署として太禧宗禪院の下に組み込まれた會福總管府の前身は、『元史』太禧宗禪院の條(二二〇八頁)によると、同寺が完成した一二七四年に設置された財用規運所にまで遡ることができる。しかし他の史料においてもその存在が確認できるのは、その五年後の一二七九年に置かれた次の總管府からである。すなわち『元史』卷十・世祖本紀七・至元十六年(一二七九)八月甲辰の條(二一五頁)に、

大護國仁王寺總管府を置き、散扎兒を以て達魯花赤と爲し、李光祖を總管と爲す。

とあるのがそれである。また『程雪樓集』卷二十九・白鶴歌并序（十二葉裏—十三葉裏）は、この李光祖の功績を讃えたものであるが、その序文には、

已にして昭睿順聖皇后（チャバイ）の知る所と爲り、擢きて大護國仁王寺の總管と爲す。寺の役方に興るや高深・大の宜しきは君（李光祖）實にこれを度り、梓匠・工役の勤るは君實にこれを董す。簿書の期會・錢穀の出納は一に無私たり。

とある。つまり、工事の監督にあたり會計管理をも擔當した李光祖は、大護國仁王寺の建立者チャバイに直接拔擢、任用されたことがわかる。

その後この總管府は、一三〇八年に會福院と改められる⁽¹⁹⁾。そしてこの會福院設立の事情と、その管轄下にあった大護國仁王寺の寺産の詳細とを傳えてくれるのが、『程雪樓集』卷九（五葉表—七葉裏）に收められた大護國仁王寺恆産之碑である。本碑は従來より、元代佛寺の寺領莊園について詳細に記した唯一の史料として注目されてきた⁽²⁰⁾。そこに以下のごとくある。

初め至元七年（一二七〇）秋、昭睿順聖皇后（チャバイ）は都城の西高良河の濱に大いに佛寺を建て祝釐す。基を肇めて跡を發するに、天人の應・神物の感は雲臻霧集して昭爛赫奕たり。三年にして成る。……（中略）……中宮（チャバイ）は乃ち粧奩を斥ち、産業を營みて以てこれを豊殖す。已にして地を效し利を獻ずるは方に隨いて至るも、物は衆く事は繁し。總管府を建てて内を統べ、提舉司・提領所を置きて外を分治せしむ。歲滋り月積もりて府の政は日々以て懈り、田は故額を失い租賦は登らず、寺の頼みは日々以て削る。至大元年（一二三〇八）、皇太后（ダギ）は明聖（カイシャン）を翼扶し、慨然として祖宗の徳念、昭睿順聖の經始の仁を思述し、總管府を罷め會福院を建て平章政事宣政院使安普⁽²¹⁾・忽馬兒不花を以て會福院使と爲し、名實を綜核せんとして官を遣わし分道し、部の使者を約め郡縣の吏を

集め、疆場・樹識・封畛を申畫せしむ。歷ること四載にして始めて舊貫に仍り、常歲の入に視ぶるに相い倍徒たり。

大護國仁王寺建立に際して、チャブイは自らの財産の一部を寄進し、内外に總管府、提學司・提領所を置いてその管理にあたらせた。その後、總管府が職務を怠り、同寺は財政上窮地に立たされる。そこで一三〇八年、時の皇太后ダギがチャブイの志しに思いを馳せ、總管府を廢止し、かわりに會福院を創設して寺領の四至を再調査させた。その結果、四年後の一三二二年には、同寺に入る收益はもとの數倍に及ぶま became になったという。會福院の設置にあたって宣政院の長官がその任を委ねられたのは、宣政院がその前身總制院の時よりバクバに始まる歴代帝師によって統べられていたこと、大護國仁王寺がバクバゆかりの寺であり、また歴代帝師の居所でもあつたことを知る我々にとっては、ごく自然な登用と理解されよう。

さて、この皇太后ダギとは、チンキムの次子ダルマバラの後であつた人物である。一三〇五年、チンキムの第三子にあたる皇帝テムルが病床に就いた後、權勢を握つた皇后ブルカンに疎まれ、翌六年に實子アユルバルワダとともに懷州に流されたが、一三〇七年にテムルが死去すると、クビライの第三子マンガラの子アナダを擁するブルカンと皇位をめぐつて争い、勝利をおさめた。その結果、ダギの長子カイシャンが即位し、次子アユルバルワダは皇太弟、ダギ自身は皇太后となり、以後、政治を左右するほどの權勢をふるつたのである。⁽²²⁾

このダギとチャブイという二人の女性を結ぶ接點は、兩者が、チンギス以來の功臣で后妃を多く輩出したことで有名なコンギラト氏の出自であることである。⁽²³⁾ 一方、ダギと對立したブルカンは、植松氏が指摘するように歴代皇后のなかで唯一人バヤウト氏出身であり、その臺頭の背景にはテムルの病氣以外に、彼のもう一人の後シリダラ（コンギラト氏）と、チンキムの後でダルマバラとテムルの母であつたココジン（コンギラト氏）の相次ぐ死があつたと考えられる。⁽²⁴⁾ すなわち、大護國仁王寺恆産之碑に記された同寺の財政的危機の背景には、コンギラト氏の斷絶とバヤウト氏のブルカンの擡頭をその一因として指摘することができる。加えてカイシャン即位の年である一三〇八年のダギの改革は、コンギラト氏の

復権を意味するものと理解されよう。換言すれば、大護國仁王寺はその建立以來、チャプイをはじめとするコンギラト氏出身の皇后・皇太后たちの庇護下にあったとも言えるのである。

太禧宗禪院の條にはほとんど載せられていないが、『元史』本紀によれば、イスタンブール時代にも盛んに神御殿寺關連の官衙の改革が行なわれていたことが窺える。例えば、『元史』卷二十九・泰定帝本紀一・泰定元年（一三三四）十月戊午の條（六五〇—六五一頁）には、

壽福總管府を立つ。秩正三品。累朝の神御殿の祭祀及び錢穀の事を典ず。大天源延聖寺總管府を降して提點所と爲し以てこれに隸せしむ。

とある。「累朝の神御殿」とあることから、あるいは大天源延聖寺以外の總管府も、壽福總管府の下に統合されたのかも知れない。次にやはり太禧宗禪院の條には記されないトクテムル以降についてみると、『元史』卷四十・順帝本紀三・至元六年（一三四〇）十二月戊子の條（八五九頁）には、

天曆以後に増設せる太禧宗禪等の院及び奎章閣を罷む。

とあり、トゴンテムルは天曆年間（二三二—二三九）以後、つまりトクテムル時代に増設された官署の廢止を行ない、その筆頭に太禧宗禪院を擧げているのである。續いて一三四六年には會福總管府が復活され、『元史』卷四十二・順帝本紀五・至正十年（一三五〇）七月癸亥の條（八八八—八八九頁）に、

大護國仁王寺昭應宮財用規運總管府を以て仍お宣政院に屬せしむ。

とあるように、従来どおり宣政院歸屬とされた。このように大護國仁王寺の總管府は、少なくとも太禧宗禪院が置かれたトクテムルの時代を除いて、宣政院と密接な關係にあったという點で他寺とは異なるのである。大藪氏は他の總管府についてもこの關係を普遍化させたのであろうが、それはあたらない。

ところで大藪氏はまた、トクテムルが即位直後の一三二九年、神御殿寺の總管府を一括する太禧宗禪院を置いた理由と

して、「元朝は、これらの國立寺院（その資産をも含めて）を運営管理するため、どうしても特別の官署を作らざるを得なかった」（大藪一九七一、一二八頁）からだとする。ではなぜトクテムル時代まで待たねばならなかったのか。盛んに改革を行なったイスタンテムル時代をどうとらえるのか。イスタンテムルとトクテムル、両者に共通するのは、どちらも血で血を洗う抗争の結果、即位したということである。あるいは兩帝は、軍費の捻出と即位後の財政・政權の建直しと維持、さらにはその補強のための手段の一つとして、歴朝の御容を祀りまた膨大な寺産を有した神御殿寺に着目したのかもしれない。なお、『元史』太禧宗禋院の條は、トクテムルが再編成した時點の神御殿寺の管理機構とそれまでの沿革を記したものであるといえるが、そこには即位時、いわゆる「天曆の内亂」で敵對したアリギバの父イスタンテムルの改革は、ほぼ無視されている。

三 神御殿と太廟

神御殿と太廟は、同じく死没した皇族を祀ったという點で共通の性格を有する。次に兩者の被祀者について比較對照していくこととする。

神御殿の場合、大護國仁王寺のチャブイ、大聖壽萬安寺のクビライとその后、大天壽萬寧寺のテムルとその后、大崇恩福元寺のカイシャンとその后、大承天護聖寺のトクテムルとその后といった具合に、まず神御殿寺には建立者自身の御容が、そして建立者が皇帝の場合にはその後の御容がともに納められたという傾向が看取できる。⁽²⁶⁾

これとは別に、クビライ以前のモンゴル皇族として、モンゴル帝國初代皇帝チンギスと第二代オゴデイの御容が、チンギスの嫡流第四子でクビライの父であるトルイの御容とセットで祀られている。⁽²⁷⁾ その一方、第三代グユクと第四代モンケの名がみえないことに氣附く。⁽²⁸⁾ このことは、すでに中村・松川一九九三（一九頁）でも述べたように、第五代皇帝クビライ以降、大元ウルスの皇帝が發令した聖旨 *jarlyq* には、定式として列擧される前代までの皇帝名の中に、チンギスとオゴ

デイは必ず言及されるのに對して、やはりグユクとモンケの名が擧がらないことに一致する。

ところで、クビライによって創建された太廟には、グユクもモンケも祀られている⁽²⁹⁾。しかし、廟號とともにおくられたその尊諡、およびそれぞれの皇后の尊諡に用いられた字を注意してみても、興味深い事實が浮かび上がってくる。

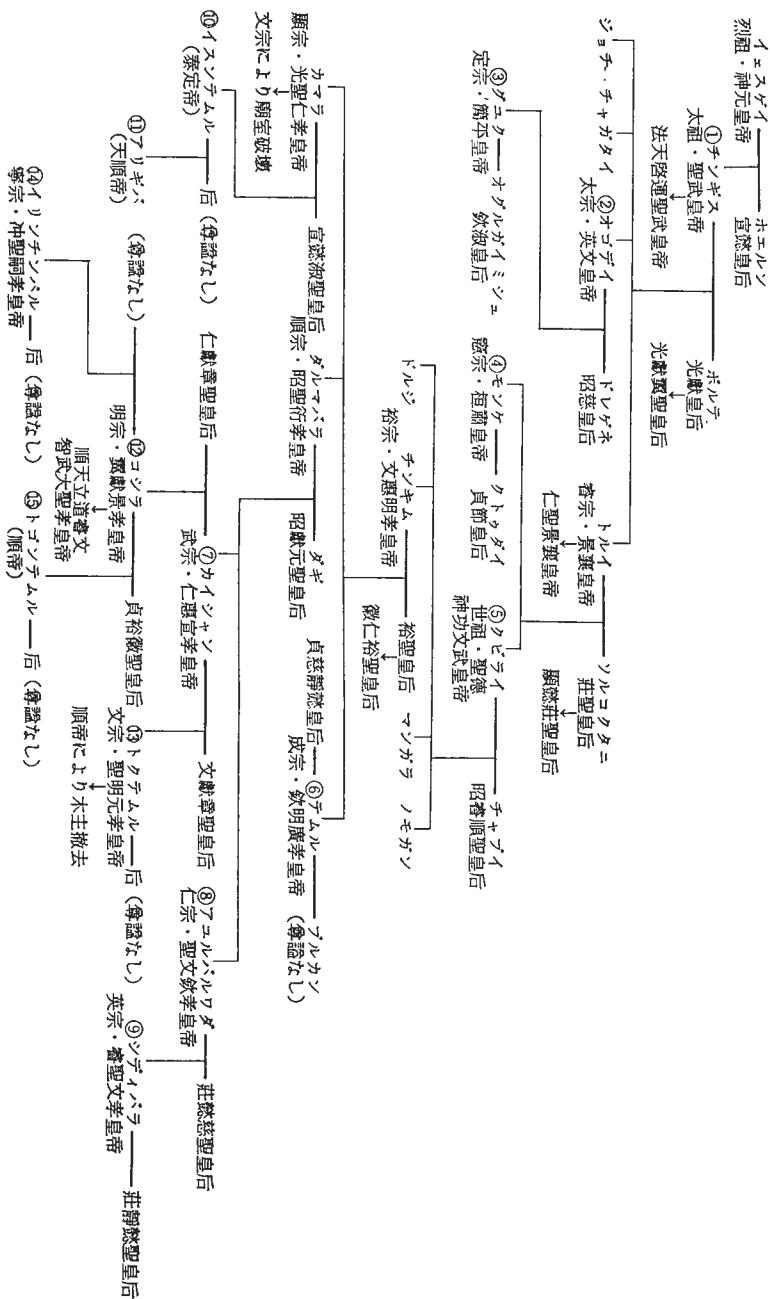
クビライ政權が當初冬の都とした舊金朝の故都中都に、一二六六年太廟が完成すると、⁽³⁰⁾チンギスの父母イエスゲイとホエルン、チンギスからモンケにいたる歴代皇帝とその皇后、そしてチンギスの第四子トルイとその后ソルコクタニとに、それぞれ廟號と尊諡が追贈されたうえで、またチンギスの長子ジョチ、第二子チャガタイとそれぞれの后は實名のまま祀⁽³¹⁾られた。なかでもチンギスとソルコクタニの尊諡に、「聖」の一字があることに注目したい(以下、次頁系圖参照)。つぎに、

クビライとその皇后チャブイの廟號・尊諡は、クビライが死去した一二九四年に新帝テムルによって、それぞれ世祖・聖德神功文武皇帝、昭睿順聖皇后と定められたが、⁽³²⁾やはり兩者の尊諡には「聖」字がみえる。さらに、次帝カイシヤンは即位二年目の至大二年(一二三〇九)に、チンギスの尊諡に「法天啓運」、その後ボルテには「翼聖」、トルイに「仁聖」、その後ソルコクタニには「顯懿」と、それぞれに四字もしくは二字加號しているが、⁽³³⁾その際、この四人の尊諡にはクビライが贈った尊諡とあわせると、必ず「聖」字が含まれるように行なわれていることに氣づく。これに對して、オゴデイ・グユク・モンケとその皇后等の尊諡には、元代を通じて「聖」字が附されることはない。

神御殿と聖旨からグユクとモンケの姿を抹消したのは、クビライのオゴデイ系皇帝と兄帝モンケに對する忌避の現れである。そして、こうしたクビライの意識は、オゴデイとグユクに對する字畫も少なく重みも感じられない尊諡にも現れ、さらにその後テムルが「聖」字を附して贈ったクビライとチャブイの尊諡を経て、カイシヤンによるボルテ、トルイの尊諡への「聖」字を含む加號によって、太廟にも反映されたと考えられるのである。

ところで神御殿には、逆に帝位に即いていない皇族が祀られる場合がある。アユルバルワダによって大永福寺に安奉された順宗ダルマバラ、そしてイステンテムルによって大護國仁王寺に安奉されたノモガンと、⁽³⁴⁾大永福寺・大天源延聖寺に安

【モンゴル系族略不編】 ※丸数字はチンギスより起算した帝位の繼承順位。用いた。
 ※尊諡については、一部『元史』にみえる略記を用いた。



奉されたカマラがそうである。そして『元史』によれば、これとは別にアヌルバルワダは即位後、テムル・カイシャン兩帝の實錄とともに『順宗實錄』を纂修させ、⁽³²⁾そしてイステンテムルはカマラを光聖仁孝皇帝とし、廟號顯宗を贈つて太廟に祀るとともに、⁽³⁶⁾やはり『顯宗實錄』を編纂させている。⁽³⁷⁾このアヌルバルワダ、イステンテムルの二帝が、帝位をめぐる骨肉の争いを経て即位したことは周知の事實である。それぞれがダルマバラ、ノモガン・カマラを持ち上げた背景には、やはりその即位にまつわる事情があったと考えられる。

まず、アヌルバルワダについては、兄弟カイシャンが不可解な點の多い不意の死を遂げた後、一見、平和裏に即位するが、實はこれは事實上のクーデターであった。⁽³⁸⁾次にイステンテムルであるが、彼はアヌルバルワダの子シディバラを暗殺して、即位しているのである。⁽³⁹⁾兩帝にとつてカマラ、ダルマバラはそれぞれの實父であり、實錄を編纂し太廟へ列置するなどして、父を歴代皇帝と同列に扱ふことによつて、自らの血脈の高貴性と皇位の正統性を誇示しようとしたものと考えられる。だとすれば、兩帝による實父の神御殿設置も、同じ文脈の中で理解することができる。

残るノモガンはというと、彼はクビライとその正后チャブイとの間の第四子であり、一見イステンテムルとは特に深い關係がないように思える。しかし、『元史』卷二十九・泰定帝本紀の冒頭、ならびにその直後に收められたイステンテムルの即位の詔を見ると、クビライの命によつて父カマラが、亡きノモガンを繼いでチンギス時代以來のモンゴリア本土と、そこに展開する四大オールドならびにモンゴル騎馬軍團を晉王として統領したこと、そして、テムルによつて自らも晉王繼承を命じられたこと、さらには自分が、クビライの事實上の長子で皇太子にもなったチンキムの長子であるカマラの長子であることが述べられる。すなわちチンキム、カマラ、イステンテムル彼自身と續く「嫡流長子」の血脈が、そこに強調されているのである。⁽⁴⁰⁾父カマラとともにノモガンを神御殿に祀つたのも、さらには彼自身を晉王に封じたテムルの御容を、その死後十一年を経て大天壽萬寧寺に安奉したのも、⁽⁴¹⁾自らの即位の正統性を内外に示すための作業の一貫として行なわれたものと考えられる。

なお、イステンテムルの死後、再び皇位をめぐる政争が起こり、帝位はカマラ系からカイシャン系へと移る。その後、敗者となったカマラ系のイステンテムルとその子アリギバには、廟號が贈られなかったばかりでなく、イステンテムルによって太廟に設けられたカマラの廟室、そして大天源延聖寺のカマラの影堂は、アリギバを倒したカイシャン系トクテムルによって、その即位の年に撤去されている。また、神御殿が設けられてしかるべき大天源延聖寺にはイステンテムルの名はみえず、代わりにカイシャン系コシラの神御殿が設置されることになるのである。

さてこのコシラとは、カイシャンの嫡長子であり、一三二八年に一旦帝位に就いた異母弟トクテムルを屈服させて即位したものの、翌二九年には、トクテムル政權の中心人物であったエルテムルによって謀殺されてしまった人物である。そして、再び帝位に返り咲いたトクテムルは、同年十二月、コシラに明宗という廟號と「聖」字の含まれない尊諡、翼獻景孝皇帝を贈り、その翌年三月に太廟に祀っている。⁽⁴³⁾トクテムルの死後は、その後の意向で一三三二年、コシラの次子リオンチンバルが皇帝となるがわずか一年で死去し、次に立てられたのが当時十三歳であったコシラの長子トゴンテムルであった。ただし政治の實權は、バヤンをはじめとする舊トクテムル一派の手中にあり、⁽⁴⁴⁾即位の一三三三年十月には、仇敵であるはずのトクテムルの御容を大承天護聖寺に祀り、十一月には文宗・聖明元皇帝の廟號・尊諡を立てざるをえなかった。⁽⁴⁵⁾

しかしトゴンテムルは、二十歳になった一三四〇年の二月、バヤンを中央政界から追放することに成功すると、同年六月に詔を發し、トクテムルが父コシラを暗殺して帝位を篡奪したことを明言、同時に太廟から文宗トクテムルの木主(位牌)を撤去し、その皇后と息子を流刑に處すことに成功する。⁽⁴⁶⁾『元史』卷四十・順帝本紀三・至元六年(一三四〇)四月庚寅の條(八五五頁)には、「詔して大天源延聖寺に明宗神御殿碑を立てしむ」とあり、すなわちこの年の四月に、大都の神御殿寺、大天源延聖寺に明宗コシラの神御殿を設けていることがわかる。さらに同年十月には、誰はばかることなく、コシラに對して改めて「聖」字を含めた尊諡「順天立道睿文智武大聖孝皇帝」を贈り、翌年一月一日をもって「至正」と改

元するのである。⁽⁴⁷⁾

『元史』卷四十五・順帝本紀八・至正二十年（二三六〇）十二月丙戌の條（九五二頁）には、

詔して「太廟・影堂の祭祀は、乃ち子孫の報本の重事たり。近ごろ兵興り歲歉し、品物は豊備する能わずして、累朝の四祭は、減じて春秋の二祭と爲す、今宜しく四祭に復すべし」と。

とある。元末の混亂期に到ってもなお、影堂すなわち神御殿の祭祀は、太廟のそれと並んで祖先の恩に報いる大事である。と、皇帝トゴンテムル自らが認識していたことがわかる。南に興った明の軍勢が大都に迫る一三六八年六月甲寅、雷が大元ウルスの創始者クビライの御容を祀る大聖壽萬安寺に落ち、同寺は全焼する。⁽⁴⁸⁾そして同年閏七月、トゴンテムルは大都を放棄し北行、翌八月に大都は陥落する。明初に成立した『元史』の本紀は、これをもって元朝の滅亡とする。⁽⁴⁹⁾

おわりに

杉山氏は、「歴代皇帝ごとにその御容を納めるため建立された敕建の大佛教寺院は、元代王族の宗教となったチベット佛教様式の大建築であり、大都をチベット密教獨特の雰圍氣に包んだと想像される」⁽⁵⁰⁾と述べられた。本稿はまず、これを具體的に史料をあげながら再確認を試みたことになる。加えて、そこに納められたモンゴル皇族の御容についても、またマハーカール佛をはじめとする佛像や莊嚴具に關しても、そこにチベット佛教色を強く見て取ることができた。そして、大都地區に建立された神御殿寺においては、たとえば本稿であげたような、また拙稿で觸れさらに石濱氏によってその實態が明らかとなった白傘蓋の佛事のようなチベット式の佛事が、帝師を中心として頻繁に舉行されたのである。⁽⁵¹⁾

また神御殿寺と太廟とは、その制度が始まったクビライ期より、歷朝練り廣げられた政争の有り様を相互に強く反映していた。實はそればかりか太廟についても、そこにチベット佛教の姿を確認することができるのである。すなわち、『元史』卷七十四・祭祀三・宗廟上（一八三三頁）に、

(至元)六年(一二六九)冬、時享畢わる。十二月、國師僧に命じて佛事を太廟に薦めしむること七晝夜、始めて木質金表の牌位を造らしむること十有六、大榻・金椅を設けて祐室の前に奉安せしむ。太廟に佛事を薦むるの始爲り。⁽⁵²⁾とあり、完成聞もない太廟では、晝夜を分かつた一週間佛事が舉行され、以後、それが定制となったのである。⁽⁵³⁾そしてここに、その佛事を執り行ないまた牌位を作るようクビライによって命じられたとある國師とは、チベット佛僧バクパに他ならない。⁽⁵⁴⁾皇族の御容を納めた神御殿寺と神主を納めた太廟とに、チベット佛教の要素が色濃くみえる事實に對しては、それがクビライとバクパの時代にクビライ系のモンゴル皇族、とりわけ皇帝のための宗教となったと理解すれば、何ら不思議はない。

一方で、残された課題も多い。神御殿寺には皇帝のみならず、というよりむしろ多くはその皇后・皇太后の財産が生前、それぞれに寄進されていた節がある。このため、神御殿寺の寺産に關しては、單に佛教關係であるからといって安直に宣政院との關係だけに注目せず、たとえば、元代にあつて複雑な沿革をみせる皇后・皇太后位下の官署である中政院・徽政院と、その附屬官署にして江南の皇族所領地を管轄した江淮、江浙財賦府等をも視野に入れた研究が必要となるであろう。

文獻目録

石田幹之助「元代の工藝家ネパールの王族阿尼哥の傳に就いて」

『蒙古學報』二、一九四一年、二四四—二六〇頁。(再録：同)

著『東亞文化史叢考』東洋文庫、一九七三年)

石濱裕美子「バクパの佛教思想に基づくクビライの王權像について」

『日本西藏學會會報』四〇、一九九六年、三五—四四頁。

植松正「元代江南の豪民朱清・張瑄について——その誅殺と財産

官没をめぐる——」『東洋史研究』二七—三、一九六八年、

四六一—七一頁。

大藪正哉「元の大禮宗禪院について」同著『元代の法制と宗教』

秀英出版、一九八三年、一二七—一四二頁。(原載：『社會文

化史學』七、一九七一年)。

杉山正明「クビライと大都」梅原郁編『中國近世の都市と文化』

同朋舎、一九八四年、四八五—五一八頁。

杉山正明「モンゴル帝國における首都と首都圏」(イスラムの都

市性研究報告(研究報告編・三四號)、一九八九年、一—四一頁。

杉山正明「元代蒙漢合璧命令文の研究(2)」「内陸アジア言語の研究」六、一九九一年、三五—五五頁。

杉山正明「大元ウルスの三大王國——カイジャンの奪權とその前後——(出)」「京都大學文學部研究紀要」三四、一九九五年、九二—一五〇頁。

中村淳「元代法旨に見える歴代帝師の居所——大都の花園大寺と大護國仁王寺——」「待兼山論叢」二七(史學篇)、一九九三年、五七—八二頁。

中村淳「チベットとモンゴルの邂逅——遙かなる後世へのめばえ——」「岩波講座 世界歴史一一 中央ユーラシアの統合」岩波書店、一九九七年、二二—一四六頁。

中村淳・松川節「新發現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」「内陸アジア言語の研究」八、一九九三年、一—九二頁。

中村元「佛教語大辭典」東京書籍、一九八一年。

横山英「元代の寺院財産とその性格素描」「史學研究」二集、一九五〇年、三〇—四六頁。

王堯「山東長清大靈巖寺大元國師法旨碑考釋」「文物」一九八一—一、四五—五〇頁。

王堯「山東長清大靈巖寺大元國師法旨碑考釋補證」「藏學研究」中央民族學院出版社、一九九三年、二四三—二六九頁。

王璧文「元大都寺觀廟宇建置沿革表」「中國營造學社彙刊」六一—四、一九三七年、一三〇—一六八頁。

宿白「元代杭州的藏傳密教及其有關遺迹」「文物」一九九〇—一

〇、五五—七一頁。

陳慶英『元朝帝師八思巴』中國藏學出版社、一九九二年。

陳高華『略論楊璉真加和楊安普父子』『西北民族研究』二九八年試刊號、五五—六三頁。(再録:同著『元史研究論稿』中華書局、一九九一年、三八五—四〇〇頁)。

陳高華『元代大都的皇家佛寺』『世界宗教研究』一九九二—二、二一—六頁。

註

(1) 大藪一九七一、一三三—一三六頁。陳高華一九九二。

(2) 本文中引用する場合を除き、典據を一々擧げるのは煩瑣であるので行なわない。本紀の記事については大藪一九七一(一三五—一三六頁)に一覽としてまとめられ、本表で使用した史料と概ね重複するので参照されたい。

(3) 中村一九九三。なお、陳慶英一九九二(二六〇頁)に一部同様の推測がなされていたことを、拙稿の公刊後に知った。あわせて参照されたい。

(4) こうした研究状況の中で、石濱一九九六は劃期的な論文である。石濱氏は、中村一九九三(七〇—七二頁)で擧げた大護國仁王寺を中心として行なわれた「白傘蓋の佛事」に關して、それがバクバのチベット佛教思想に基つきクビライを金轉輪聖王として位置づけるための法要であったことなどを、元代の佛典やバクバ自身の著作などによって明らかにした。

中村一九九七、一三五—一三七頁、参照。

(5) 王一九三七、一三五—一三八—一四〇・一四五—一四七・

一四九・一五一―一五二・一五九―一六〇頁。杉山一九八四、四九五頁。

(6) 王一九三七(一四七頁)は單に「大都城南」とするが、元・釋念常撰『佛祖歷代通載』卷二十二(大正藏本、七三一頁)に「南城之南」とある。南城とは大都の南、舊中都を意味する。

(7) 『程雪樓集』卷七・涼國敏慧公神道碑(元代珍本文集彙刊本)。石田一九四一、三八一頁。王一九三七、一四〇頁。

(8) 『元史』卷二十六・仁宗本紀三・延祐五年(一三一八)十月壬辰の條、五八六頁。

(9) 『元史』卷二十八・英宗本紀二・至治二年(一三三二)十月甲申の條、六二四頁。

(10) 『析津志輯佚』祠廟・儀祭・原廟の條(北京古籍出版社本、六三―六四頁)は寺名を、寺にある塔の色でいう俗稱で表しており、『元史』神御殿の條と對照することによってそれぞれを特定することができる。すでに王一九三七の各項にも俗稱が附されているものもある。また『元史』卷八十七・百官志三・太禧宗禋院の條等にも見える南鎮國寺が、創建年次が一致することより、舊中都の南に造營された大崇恩福元寺の異名であったことが、横山氏によって明らかにされている(横山一九五〇、四二頁、注三四)。それまで鎮國寺とも呼ばれた大護國仁王寺と區別するために南の字を冠したのである。これに對して大護國仁王寺は以後、西鎮國寺と呼ばれるようになる。

(11) 『程雪樓集』卷七・涼國敏慧公神道碑。石田一九四一、三

八一・三八四頁。

(12) 『程雪樓集』卷七・涼國敏慧公神道碑、八葉裏―九葉表・十三葉表。宿一九九〇、五六頁。

(13) 詳しくは別稿に譲るが、元代にはチベット僧の祈禱によって戰鬪神として出現し、南宋軍やあるいはカイドゥ軍を撃破したという逸話が、漢籍やチベット年代記に残されており、また杭州にはマハーカアラの佛像をはじめとするチベット佛教の特徴を備えた元代の遺物が現存する。宿一九九〇、參照。

(14) 『元史』神御殿の條、一八七五頁。『析津志輯佚』祠廟・儀祭・原廟の條、六三一―六五頁。

(15) 清規とは禪院の日常生活規定のことで(中村一九八一、七八七頁)、おそらくは『百丈清規』を指す。

(16) 『元史』卷八十七・百官志三・太禧宗禋院の條、二二〇七―二二一三頁。横山一九五〇。大藪一九七一。陳高華一九九二、三―四頁。

(17) 『元史』卷八十七・百官志三・太禧宗禋院の條、二二〇七―二二一三頁。

(18) 大藪一九七一、一二八―一三六頁。

(19) 『元史』卷八十七・百官志三・太禧宗禋院の條、二二〇八頁。また『元史』卷二十二・武宗本紀一・至大元年(一二三〇)十月乙巳の條(五〇四頁)に「護國仁王寺昭應規運總管府を改めて會福院と爲す、秩從二品」とある。なおここに見える「昭應」とは、大護國仁王寺と同じく一二七〇年に高梁河河畔に築かれた道觀「昭應宮」のこと(『元史』卷七・世

祖本紀四・至元七年二月甲戌の條、二二八頁。元・袁桷撰『清容居士集』卷三十七・昭應宮提點王氏金蓮特贈淵靜玄素眞人、四部叢刊初編本、五四六頁。大護國仁王寺と昭應宮の管理・運営は同一官署が行なつたわけだが、昭應宮に關わる史料は極めて少なく、實態は不明。

(20) 横山一九五〇、各處。大藪一九七一、一三一—一三二頁。

ただし次に引用する部分は兩氏とも引用しない。なおこの碑は現在、北京の中國歴史博物館に所藏されているらしい(王一九八一、五〇頁。王一九九三、二六七頁參照)。

(21) 安普は、南宋諸帝の陵墓を盜掘したことで惡名高いかの楊璉眞伽の子暗普のこと(大藪一九七一、一三二頁。陳高華一九八六、六一頁)。

(22) この間の事情については、杉山一九九五に詳しい。

(23) 『元史』卷一百十八・特薛禪傳、二九一—二九二頁。

(24) 植松一九六八、二九六—三〇〇頁。植松氏は同時に、この直後一三〇二年から翌三年にかけて右丞相以下、參知政事に至るまで宰相のほとんどが交替していることに注目し、これと皇后の出身氏族の交替との關係を指摘している。

(25) 『元史』卷四十一・順帝本紀四・至正六年(一三四六)十二月甲申の條(八七六頁)に「詔して復び大護國仁王寺昭應宮財用規運總管府を立つ、凡そ民間に貸す錢は二十六萬錠」とある。

(26) 陳高華一九九二、五頁。ただし陳氏は、『元史』神御殿の條(一八七五頁)に「影堂の所在、……(中略)……也可皇后は大護國仁王寺」とあるのに對して、也可皇后をトルイの

后ソルクタニとするが、これはクビライの後チャバイを指す。なぜなら、まず同寺の建立者がほかならぬチャバイであること、そして、『元史』卷二十・成宗本紀三・大徳五年(一三〇一)正月壬子の條(四三三頁)に、昭睿順聖皇后すなわちチャバイの御容が同寺に奉安されたと明記されるからである。一方、ソルクタニの御容を同寺に納めたという記事はない。

(27) なお、トルイとその后ソルクタニ兩者の御容を納める神御殿は、クビライによつて即位直後の一二六一年に、別に眞定の道觀、玉華宮にも設けられている(『元史』卷四・世祖本紀一・中統二年七月己丑の條、七二頁)。すなわち兩者の御容は大都地區の佛教寺院ではなく、眞定路の道觀に祀られているという點で他とは甚だ異なっている。眞定の玉華宮の神御殿については、稿をあらためて論じる。

(28) なお、臺灣・故宮博物院に所藏される有名なモンゴル帝國歴代皇族の圖像にも、グユクとモンケのものではなく、このほかにも神御殿の御容の有無と故宮博物院所藏の圖像の有無とは、奇妙なまでに一致する(『中國歴代帝后像』有正書局、出版年未詳、參照)。この點、堤一昭氏のご教示による。記して感謝したい。

(29) 『元史』卷七十四・祭祀志三・宗廟七、一八三三頁。

(30) 中都東北郊外に造營された新都大都における太廟の建設は、一二七七年八月に始められ、一二七九年十二月に完成、翌年十二月に神主(位牌)が舊廟より遷される(『元史』卷七十四・祭祀志三・宗廟上、一八三三—一八三五頁。同卷十

一・世祖本紀八・至元十七年（一二八〇）十二月甲午の條、二二八頁。

(31) 大廟の廂室にみえる第二室 \parallel チンギス、第三室 \parallel オゴデイ、第四室 \parallel ジョチ、第五室 \parallel チャガタイ、第六室 \parallel トルイ、第七室 \parallel グユク、第八室 \parallel モンケという順序は、ラシードの『集史』帝紀のそれと全く同じである。

(32) 『元史』卷十七・世祖本紀十四・至元三十一年（一二九四）五月戊午の條、三七六一―三七七頁。同卷十八・成宗本紀一、同條、三八三頁。同卷一〇六・后妃表、二六九八頁。同卷一一四・后妃傳一、二八七一―二八七二頁。

(33) 『元史』卷七十四・祭祀志三・宗廟上の條、一八三六頁。
 (34) 『元史』卷二十九・泰定本紀一・至治三年（一二三三）十一月癸丑の條（六四〇頁）に「會福院に敕して北安王那木罕の像を高良河寺に奉ぜしむ」とある。

(35) 『元史』卷二十四・仁宗本紀一・至大四年（一二三一）五月丙子の條、五四二頁。同皇慶元年（一二三二）十月戊子の條、五五三―五五四頁。なお、順宗という廟號は、兄帝カイシャンが即位直後の一三〇七年に贈ったものである（『元史』卷一一五・順宗傳、二八九六頁）。

(36) 『元史』卷二十九・泰定本紀一・至治三年（一二三三）十二月戊辰の條、六四〇頁。『元史』卷七十四・祭祀志三・宗廟上、一八三九頁。同時に母を宣懿淑聖皇后として付している。

(37) 『元史』卷二十九・泰定本紀一・泰定元年（一二三四）二月丁巳の條、六四三頁。同、泰定元年（一二三四）十二月

丙寅の條、六五二頁。同、泰定二年（一二三五）正月甲辰の條、六五三頁。

(38) 杉山一九九五、一〇五一―一〇六・一一二―一二〇頁。

(39) 杉山一九九五、一四〇頁。

(40) 『元史』卷二十九・泰定本紀一、六三七頁。同、至治三年（一二三三）九月癸巳の條、六三八・六三九頁。杉山一九九五、一四〇―一四四頁。

(41) 『元史』卷三十・泰定本紀二、泰定四年（一二三七）五月乙卯の條、六七九頁。なお、テムルが死去したのは一三〇六年一月のことである。

(42) 『元史』卷三十二・文宗本紀一・致和元年（一二二八）十月丁巳の條、七一七頁。同卷七十四・祭祀志三・宗廟上、一八四一頁。同卷七十五・祭祀志四・神御殿の條、一八七六頁。

(43) 『元史』卷三十一・明宗本紀・天曆二年（一二二九）十二月乙巳、天曆三年（一二三〇）三月壬申の條、七〇二頁。同卷三十三・文宗本紀二・天曆二年十月丙申の條、七四二頁。同卷三十四・文宗本紀三・至順元年（一二三〇）三月壬申の條、七五四頁。

(44) エルテムルは一三三三年に死亡する（元・馬祖常撰『石田先生文集』卷十四・太師太平王定策元勳之碑、元人文集珍本叢刊本、十葉表）。

(45) 『元史』卷三十八・順帝本紀一・元統元年（一二三三）十月庚辰の條、八一八頁。同、十一月辛亥の條、八一八頁。その神主が大廟に祀られたのは翌年のことである（同、元統二

年（一三三四）四月己卯の條、八二一頁。

- (46) 『元史』卷四十・順帝本紀三・至元六年（一三四〇）二月己亥の條、八五四頁。同卷一三八・伯顏傳、三三三九頁。同卷四十・順帝本紀三・至元六年（一三四〇）六月丙申の條、八五六―八五七頁。同卷七十四・祭祀志三・宗廟上、一八四一頁。杉山氏が指摘するように、トゴンテムルの出した發令文には、一三三七年までは先例としてトクテムルの名が挙げられるが、この一三四〇年を挟んで一三四一年以降はまったく見えなくなる（杉山一九九一、四三頁）。なお、史料には現れないが、同時に大承天護聖寺に安置されたトクテムルの御容も撤去されたと考えて大過あるまい。

(47) 『元史』卷四十・順帝本紀三・至元六年（一三四〇）十月甲申の條、八五八頁。同、至正元年（一三四一）正月己酉朔の條、八五九頁。

(48) 『元史』卷四十七・順帝本紀十・至正二十八年（一三六八）六月甲寅の條、九八五頁。同卷五十一・五行志二・火不炎上・至正二十八年六月甲寅の條、一一〇一頁。

(49) 『元史』卷四十七・順帝本紀十・至正二十八年（一三六八）閏月丙寅の條、八八五頁。

(50) 杉山一九八四、五一四頁。なお、杉山氏は具體的に史料を挙げてはいないものの、別に筆者のいう神御殿寺に關して非常に示唆に富んだ指摘を行なっている（杉山一九八九、二一

―一二頁参照）。

(51) 前註(4)参照。

(52) 『元史』卷六・世祖本紀三・至元六年十二月己丑の條、一三三頁、参照。

(53) 『元史』卷九・世祖本紀六・至元十三年（一二七六）九月壬辰朔の條（一八三頁）には「國師益憐眞に命じて太廟に佛事を作さしむ」とある。益憐眞とは一二七四年にバクバ歸藏にともない第二代帝師となったリンチェンギンツェンであろうか。なお、バクバが死亡するのは一二八〇年であり、この時はまだ存命中である。また『元史』卷七十四・祭祀志三・宗廟上（一八三三頁）には、同年九月丙申に太廟で佛事が舉行されたとある。

(54) 『元史』卷七十四・祭祀三・宗廟上・神主の條、一八四四頁、参照。さらに翌一二七〇年十月には、宗廟の祭祀の祝文は、國字すなわちバクバが作成したパスバ文字によって書くよう命じられている（『元史』卷七・世祖本紀四・至元七年十月癸酉の條、一三二頁。『元史』卷七十四・祭祀三・宗廟上、一八三三頁）。

〔補註〕村田治郎「北京・妙應寺ラマ塔の創建年代」同著『中國建築史叢考佛塔篇』中央公論美術出版、一九八八年、三一六―三四〇頁。